

船舶事故等調査報告書

平成22年7月29日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009横第197号	
事故等種類	衝突（防波堤）	
発生日時	平成21年8月1日 20時45分ごろ	
発生場所	千葉県市原市 千葉港市原防波堤灯台から真方位058°630m付近 （概位 北緯35°33.64′ 東経140°04.46′）	
事故等調査の経過	平成21年8月3日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	モーターボート チャルラターナ、5トン未満（長さ4.43m）	
船舶番号、船舶所有者等	232-7238千葉、個人所有	
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士	
死傷者	負傷 3人（同乗者）	
損傷	左舷船首にき裂及び凹損	
事故等の経過	<p>本船は、船長ほか同乗者3人が乗船し、市原市所在の製油所のガス放出塔の炎を船首目標として約15km/hの速力で、市原市五井海岸沖を航行中、同ガス放出塔の炎に気をとられ、市原防波堤に接近していることに気付かず、平成21年8月1日20時45分ごろ、同防波堤に衝突した。</p> <p>本船は、自力で定係地に戻り、負傷者が救急車で病院に搬送され、同乗者Aが頭部挫創、同乗者Bが頸椎ねんざ、同乗者Cが右上腕打撲と診断された。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 晴、風向 東、風速 約3.9m/s、視界 良好</p> <p>海象：潮汐 下げ潮の初期</p>	
その他の事項	<p>本船は、マグネットコンパス、GPS、レーダーのいずれも装備されていなかった。</p> <p>船長は、本事故発生場所付近の航行経験が4回あったものの、いずれも昼間の航海であり、出航に当たって、ふだん使用している小型船舶用の海図を持参していなかった。</p> <p>船長は、市原防波堤先端に灯台が設置されていることを知っており、同防波堤先端沖で変針して定係地に向かう予定であった。</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、五井海岸沖を航行中、船首目標としていた製油所のガス放出塔の炎に意識を集中し、適切な見張りを行っていなかったため、市原防波堤に向かっていることに気付かず、同防波堤に衝突したものと考えられる。</p>
原因	本事故は、夜間、五井海岸沖を航行中、適切な見張りを行わなかったため、市原防波堤に衝突したことにより発生したものと考えられる。	